

発動指令電源における 実効性テストの目的と整合させる仕組みについて

2026年10月22日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(1) 実効性テストの目的と実施要件

(2) Call for Evidenceにおける事業者意見

(3) 実効性テストにおける抽出課題

(4) 実効性テストの時期についての見直し案

(5) 実効性テスト回数についての見直し案

(6) 実需給の発動実績の代替報告についての見直し案

3. まとめ

- 2025年度包括的検証では、Call for Evidenceにおける事業者からの意見も踏まえ、「**実効性テストの目的と整合させる仕組み**」の構築に向け、「**実需給を模擬したテストの予見性**」や「**需給調整市場の調整力指令との重複時の優先順位の明確化**」、「**代替実績の活用等の負担軽減策**」を検討課題として整理している。
- これらの検討課題を踏まえ、今回、公平性の確保や実務上の負担軽減といった観点から、現行の実効性テストにおける**実施要件についての見直し案を検討**したため、ご議論いただきたい。

第72回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料3
容量市場2025年度包括的検証 検証報告書について（2026年3月27日）

項目		検討課題※
ペナルティ強度	安定電源	・ ペナルティレート（Z）の設計
	発動指令電源	・ 他電源区分との比較におけるペナルティ強度の適切性
	その他	・ 稼働抑制のペナルティ設計
発動指令電源 の供給力提供	応札時期	・ 供給力確保の蓋然性向上に向けた応札時期等の設定（応札時期の設定に限らず、別枠での調達や市場退出抑制策等も含め広く検討）
	実効性テスト	・ 実効性テストの目的と整合させる仕組み（実需給を模擬したテストの予見性、調整力指令との重複時の優先順位の明確化等） ・ 代替実績の活用等の負担軽減策
	発動実績データの整合性確認	・ リソース拡大を踏まえた実績確認作業の効率化
	その他	・ ベースラインの算定方法

容量市場2025年度包括的検証 検証報告書より抜粋
(2026年3月)

(b) 実効性テストの在り方について

実効性テストは、実需給を模擬し、契約容量を確定させる目的で実施されている。CfE においては、実効性テストの目的との整合性や実務上の負担を中心に事業者を確認を行っており、「実効性テストの目的は達成できている」という意見があった一方で、「実施日は必ずしも需給ひっ迫が起こり得る状況で実施されるとは限らないため実需給期間の発動指令と比較して予見性がないこと」や、「夏季・冬季の選択を事業者ができる点が実需給を模擬できていない」等の意見があった。また実施期間の予見性が確保されていないことで、「容量提供事業者は長期間にわたり実効性テストの準備を継続する必要が生じ、実務負担が過大となっている」との意見もあった。

テスト期間の予見性を高めるために事業者からは、「実効性テスト実施日の前日や前々日などに一般送配電事業者から予告すること」や、「実施する時期・月をある程度容量提供事業者が選択すること」などの提案があった。このような事業者からの提案も踏まえ、国や一般送配電事業者とも連携しながら検討を進めたい。

実効性テストに伴う実務負担の軽減という観点から、現行のルールにおいて発動指令などの発動実績を実効性テスト結果の代替として提出することが可能であるが、電源等リストに記載されたすべての地点が、同一指令（一般送配電事業者からの同一期間に対する指令）に応じた電源等であることが要件となっていることから、「電源等リストの構成が頻繁に変更される現状では、業務効率化につながる可能性は低いため、実効性テストの代替実績報告の条件を緩和すること」などの負担軽減に関する提案もあった。

また、調整力コストを最小化する観点から、現行では実需給においては需給調整市場に基づく調整力指令と容量市場に基づく発動指令が重複した場合、調整力指令を優先し対応することとしているが、「実効性テストにおいても調整力指令を優先とした場合は実効性テストを達成したと取り扱うことが望ましい」という意見があった。

しかし、実効性テストは最終的な契約容量を確定させる目的で実施していることや現状の応札時の枠取りによる市場退出割合を考慮すると、実需給と同様の取り扱いとすることは難しいと考えている。第 60 回需給調整市場検討小委員会（2026 年 3 月 3 日）において、発動指令電源の機器個別計測での扱いについて議論されているが、その中で実効性テストにおける発動指令と需給調整市場の調整力指令の重複の取り扱いについても検討を進めているため、適宜連携していく。

なお、(b) 実効性テストの在り方については、(a) 応札時期とも関連するため、ともに検討が必要であると考え。事業者からの意見も踏まえて、実効性テストの在り方についても国や一般送配電事業者とも連携しながら、引き続き検討を進めたい。

1. はじめに

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

- (1) 実効性テストの目的と実施要件
- (2) Call for Evidenceにおける事業者意見
- (3) 実効性テストにおける抽出課題
- (4) 実効性テストの時期についての見直し案
- (5) 実効性テスト回数についての見直し案
- (6) 実需給の発動実績の代替報告についての見直し案

3. まとめ

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(1) 実効性テストの目的と実施要件

- **実効性テスト**は、**実需給期間における発動指令電源のkW価値を証明することを目的**として実施するものであり、**実需給の2年度前**において、**実需給におけるひっ迫時の発動指令を模擬して実施**し、そのテスト結果を踏まえて契約容量を確定している。
- 現行では、**実施対象期間を夏季もしくは冬季の平日（土曜日、日曜日および祝日を除く）**とし、テスト対象となる電源等はその期間内に属地一般送配電事業者より実施指令を受ける。
- 事業者が本来の能力を十分に発揮できなかったと判断した場合は**再テストを受ける機会を設定**している。
- なお、実効性テストの実施年度と同年度における**実需給での発動指令の対応実績を、実効性テストの結果として代替することが可能**である。

〈実効性テストの実施要件〉

項目	内容
実施時期	・夏季（7月1日～9月30日）もしくは冬季（12月1日～2月末日） ・原則、対象事業者の希望時期（夏季 or 冬季）に実効性テストを行う
対象日・設定時間	・平日（土曜日、日曜日および祝日を除く）の9時～20時における特定の6コマ（3時間）
指令方法	・属地一般送配電事業者から3時間前までに簡易指令システムを含むオンライン機能で指令
再テスト回数	・夏季に実効性テストを実施した場合、再テストは夏季1回・冬季1回の計2回 ・冬季に実効性テストを実施した場合、再テストは冬季1回
代替報告	・実効性テストの実施年度の属地一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績を用いることができる（対象実需給年度がN年度の場合、N-2年度に発動された発動指令の実績が報告の対象となる）

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み (参考) 容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)

容量市場業務マニュアル(実効性テスト編) (対象実需給年度：2028年度)

3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令

対象事業者は、属地一般送配電事業者から夏季（7月1日～9月30日）若しくは冬季（12月1日～2月末日）の特定の6コマに関して、3時間前までに実効性テストの実施指令をオンライン機能（簡易指令システムを含む）で受令します。

また、実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）となります。なお、実効性テストは2日連続で実施する場合があります。

実効性テストの実施時期を登録した後に実需給で発動があり、その実績にて代替する場合等、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡していただき、その調整結果について本機関へ申し出てください。

注1：実効性テストの希望時期について

実効性テストの実施時期については、希望時期（夏季又は冬季のいずれか）を選択できます。原則、対象事業者の希望時期に実効性テストを行うこととします。

注2：実効性テストの実施時期と再テストについて

夏季に実効性テストを実施した場合、再テストは夏季1回・冬季1回の計2回、冬季に実効性テストを実施した場合、再テストは冬季1回となります。

注3：実効性テストで発生した電力量(kWh)の扱いについて

実効性テストで発生した電力量は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給又は卸電力取引所への入札を通じて適切に提供していただきます。なお、対象事業者が卸電力市場へ入札する場合は、日本卸電力取引所の会員資格手続きや属地一般送配電事業者との発電量調整供給契約又は需要抑制量調整供給契約が必要となります。

注4：実効性テストにおけるバランシンググループの組成について

実効性テストでは、電源等リストに含まれる電源リソース、需要抑制リソースについて、発電バランシンググループ、需要抑制バランシンググループの組成に制約等はありません。

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み (参考) 容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)

容量市場業務マニュアル(実効性テスト編) (対象実需給年度：2028年度)

3.3.2.1 事前準備

発動実績算定諸元一覧(Excel ファイル)(様式 10)を作成します。発動実績算定諸元一覧の作成単位は、電源等リスト単位です。

発動実績算定諸元一覧は本機関のホームページの容量市場のページ⁵よりダウンロードのうえ、必要な項目を入力します(

表 3-4、表 3-5、表 3-6、表 3-7、表 3-8 参照)。

実効性テストによる発動実績を報告する場合には、夏季若しくは冬季の実効性テストの実施結果を入力します。再テストを実施している場合には、対象事業者が任意に選択した再テストを含む実効性テストの実施結果を選択できます。また、他の発動実績を代替して報告することも可能です。

作成した発動実績算定諸元一覧のファイル名は、「「エリア_発動実績_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A 枝番(ファイルを分割して提出する場合のみ)_R 改訂回数.xlsx」」としてください。なお、ファイルサイズが、4MB を超える、若しくは内訳が 10,000 件を超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。

発動実績算定諸元一覧には電源等リストに記載されている地点特定番号を記載してください。ただし、電源等リストの更新申込の期日以降、実効性テスト実施までに一般送配電事業者の都合等やむを得ない理由で地点特定番号が変更された場合は発動実績登録時に地点番号読替表を所定の様式にて証憑を添えて提出し、発動実績算定諸元一覧には実効性テスト実施時点の地点特定番号を記載してください。

注1：他の発動実績の報告について

具体的な代替可能となる実績は、実効性テストの実施年度の一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。例えば、対象実需給年度が 2028 年度の場合、2026 年度に発動された発動指令の実績が報告の対象になります。

他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令(一般送配電事業者からの同一期間に対する指令)に応じた電源等である必要があります。

他の発動実績を容量市場システムに提出していただく際は、『3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力』をご参照ください。

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(2) Call for Evidenceにおける事業者意見

8

- **実効性テストの目的との整合性や実務上の負担**について、Call for Evidenceの設問として設定し、事業者を確認を行った。
- その結果、現行の仕組みの見直しに有用な意見として、「**実施時期**」、「**再テスト回数**」、「**需給調整市場の調整力指令との重複**」、「**代替報告**」に関する意見が得られた。

〈Call for Evidenceにおける事業者意見〉

項目	事業者意見
実施時期	・ 実効性テストも需給ひっ迫が起こりうる状況に近い条件下で実施されることが、制度の目的に沿った評価につながる ・ 実需給では週間・翌々日予備率等からおおよその需給逼迫タイミングを予測できるが、実効性テストは予測できない ・ 夏の実効性テストにおける盆期間と冬の実効性テストにおける年末年始の時期は、実効性テスト対象日から除外してほしい。これらの日は平日に該当するがエリア需要が低く、DRのポテンシャルを正しく評価できないおそれがある
再テスト回数	・ 現在のルールでは、夏季を選択した場合、最大で夏季2回＋冬季1回の実施機会を得る一方、冬季を選択した場合、冬季2回のみの実施機会となり、事業者や需要家に公平なルールとなっていない
需給調整市場の調整力指令との重複	・ 実効性テストと需給調整市場の指令が重なる場合、後者を優先することでテスト未達が発生するリスクもある。この場合は「需給調整市場での約定分はテスト未達免除とする」など、制度上の例外措置を明確化すべきである ➡ <u>実効性テストと調整力指令が同時に発動された場合、実効性テストを優先することで整理済み</u>
代替報告	・ 実需給年度の発動指令対応実績を実効性テストの発動実績報告の代替として利用する場合、「電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者からの同一期間に対する指令）に応じた電源等である必要」とあるが、アグリゲーターのスイッチングが頻繁に検討されている昨今において、全ての地点が一致する可能性は非常に低い

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み (参考) Call for Evidenceにおける事業者意見

<Call for Evidence（実効性テストの目的・実務上の負担に関して）提出意見より>

- 実効性テストの時期について、夏季又は冬季どちらかの期間中待機ではなく、期間の中で実施月を選択できるようにしていただきたい。例えば業務用ビルの場合、7月と8月は電力需要が高く供出ポテンシャルが期待できますが、9月は気温の低下もあり供出ポテンシャルが期待できません。そのため、7月のみを実施月として選択できれば、電力需要が高い時のポテンシャルを評価することができます。電源脱落を除いて、一般的には電力需要が高い時に発動指令が出ると想定されるため、実効性テストも同条件で実施できるようにすることが必要と考えます。実効性テストは実需給年度の2年度前の特定期間中に実施されることが明記されています。過年度までの意見募集回答では、発動指令電源について、『実効性テストが発動されるタイミングについて、ベースラインが低くなる可能性の高い時期の発動を避けるべきではないか。』という意見に対し、『制度上は安定電源等の突発的な脱落時にも発動される可能性があるため、「いつでも備えるべき」との回答がなされてきたかと存じます。しかし、実際には多くの場合、需給ひっ迫時に発令されているのが現状である認識です。この実態を踏まえれば、**実効性テストも需給ひっ迫が起こり得る状況に近い条件下で実施されることが、制度の目的に沿った評価につながる**と考えます。過去の夏季の実効性テストでは、例年より気温が低い時期や盆休み明けなど、需要が平常より低下するタイミングで実施されたことがありました。この場合、ベースラインが低くなりやすく、供出ポテンシャルが過少に評価される懸念があります。これは、発動指令電源の本来の供給力を正しく反映しない結果を招いている可能性があります。また、実効性テストの結果は容量市場における需要家の報酬や評価に直結するため、テスト時期が不適切で事業者の供給力が過小評価される場合、市場参加のインセンティブ低下を招くおそれがあります。これは、長期的には供給力確保に悪影響を及ぼすと考えます。**夏の実効性テストにおけるお盆期間と冬の実効性テストにおける年末年始の時期は、実効性テスト対象日から除外して頂きたい。これらの日は平日に該当するがエリア需要が低く、DRのポテンシャルを正しく評価できない恐れがあるため。**

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み (参考) Call for Evidenceにおける事業者意見

<Call for Evidence（実効性テストの目的・実務上の負担に関して）提出意見より>

- 実需給のように予備率等から発動の予測を立てることも難しく、実需給期間を模擬できていないという側面もある。そのため、前日や前々日に属地TSOから予告をする（供給力提供準備通知の代替）ことや、ゲーミングの観点から上記の対応が難しい場合は、ある1週間/10日間といった期間に実施することは検討できないか。また、最終的に受電点ごとにリクワイアメントに対する実績評価をするのであれば、既に容量市場に参入済みのリソースは、リソース単位で前年の実需給での対応実績と2年前の実効性テストを選べる等の対応を採ることで、実態に即した実効性テストならびに契約容量の確定を実施いただきたい。なお、実需給年度の発動指令対応実績を実効性テストの発動実績報告の代替として利用する場合、「電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者からの同一期間に対する指令）に応じた電源等である必要」とあるが、アグリゲーターのスイッチングが頻繁に検討されている昨今において、全ての地点が一致する可能性は非常に低いと考える。
- 実効性テストの実施タイミングが事前に見えにくく、事業者側で準備が難しいという課題もある。実需給では週間・翌々日予備率などからおおよその需給逼迫タイミングを予測できるが、テストではそれができない。したがって、TSOから「次週実施予定」などの事前シグナルを通知する仕組みを導入することで、確実な実力発揮が可能になると考える。或いは、過去の供出実績を書面で提出することで実効性テストを免除することができる制度（現行の代替報告の制約緩和）を導入することで、効率改善を図ることができるのではないかと考える。さらに、実効性テストと需給調整市場が重なる場合、後者を優先することでテスト未達が発生するリスクもある。この場合は「需給調整市場での約定分はテスト未達免除とする」など、制度上の例外処理を明確化すべきである。これらの対応により、発動指令電源の実効性を高めつつ、実需給運用に即した柔軟で公平な制度運用が実現できると考える。

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み (参考) Call for Evidenceにおける事業者意見

<Call for Evidence（実効性テストの目的・実務上の負担に関して）提出意見より>

- 実効性テストの回数について、冬季を選択した場合、最大のテスト回数は3回としてはどうか。
(理由) 現在のルールでは、夏季を選択した場合、最大で夏季2回＋冬季1回の実施機会を得る一方、冬季を選択した場合、冬季2回のみの実施機会となり、事業者や需要家に公平なルールとなっていない。冬季を選択しても、最大のテスト回数を3回とすることにより、各事業者・需要家に公平なルールになると考えられるため、テスト回数の考え方を見直していただきたい。
- リソース数の市場退出割合を抑制するには、実効性テストを受ける機会を増加することが一案ではないか。そのため、実効性テストの回数増加が望ましいと考えられる。

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(3) 実効性テストにおける抽出課題

- 実効性テストについて、公平性の観点から、可能な限り同一の環境下でテストを実施することが望ましいため、「**実施時期**」、「**再テスト回数**」に関する課題を抽出した。
- また、実務上の負担軽減に関する観点から、他の発動実績の「**代替報告**」に関する課題を抽出した。

〈抽出した課題〉

観 点	項 目	内 容
公平性	実施時期	盆期間および年末年始の前後に当たる期間は、工場の操業状況等によって、実効性テストでkWを証明するうえで不利となる場合があるが、現行ではこうした時期もテスト対象期間に含まれている。そのため、テストの実施時期によって事業者が本来の能力を十分に発揮できない可能性があり、事業者間のテスト環境の公平性が課題と考える
	再テスト回数	複数回のテスト結果のうち、最も実効性達成率の高い結果に基づいて契約容量を決定するため、テストの回数が多いほど、より高い実効性達成率を得られる機会が増える。そのため、夏季・冬季の実施時期によって再テストの機会に差が生じることは、事業者間の公平性の観点から課題と考える
負担軽減	代替報告	現行では、実需給における発動実績を実効性テストの結果に代えて報告することが可能である。一方、代替報告の適用にあたっては、実発動時と実効性テスト時の電源等リストの構成が一致している必要があるため、適用条件を満たすことが難しく、実務上の負担軽減につながりにくいことが課題と考える

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(4) 実効性テストの実施時期についての見直し案

- 実効性テストは、公平性の観点から可能な限り同一の環境下で実施することが望ましい。
- このため、現行では、**実施期間を夏季または冬季の平日（土曜日、日曜日および祝日を除く）※1に設定し、テスト環境の差異を可能な限り抑えるよう運用**している。
- ※1 夜間の時間帯を除く
- 一方、現行の実施期間には、例えば年始早々の平日など、工場が休業している時期も含まれている。こうした時期に実施指令を受けた場合、**需要抑制（DR）のベースラインの算定方法によっては、供給力が過小に評価されるなど、事業者にとって不利なテスト環境となる可能性**がある。
- 以上から、事業者間のテスト環境の差異を可能な限り抑え、公平性を確保する観点から、**実施期間における除外日を拡大してはどうか**。具体的には、**盆期間および年末年始の前後に当たる平日を、テストの実施対象から除外することとしてはどうか**。
- また、**この除外日**※2については、毎年度公表する容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）において**広域機関が指定する**こととしたい。

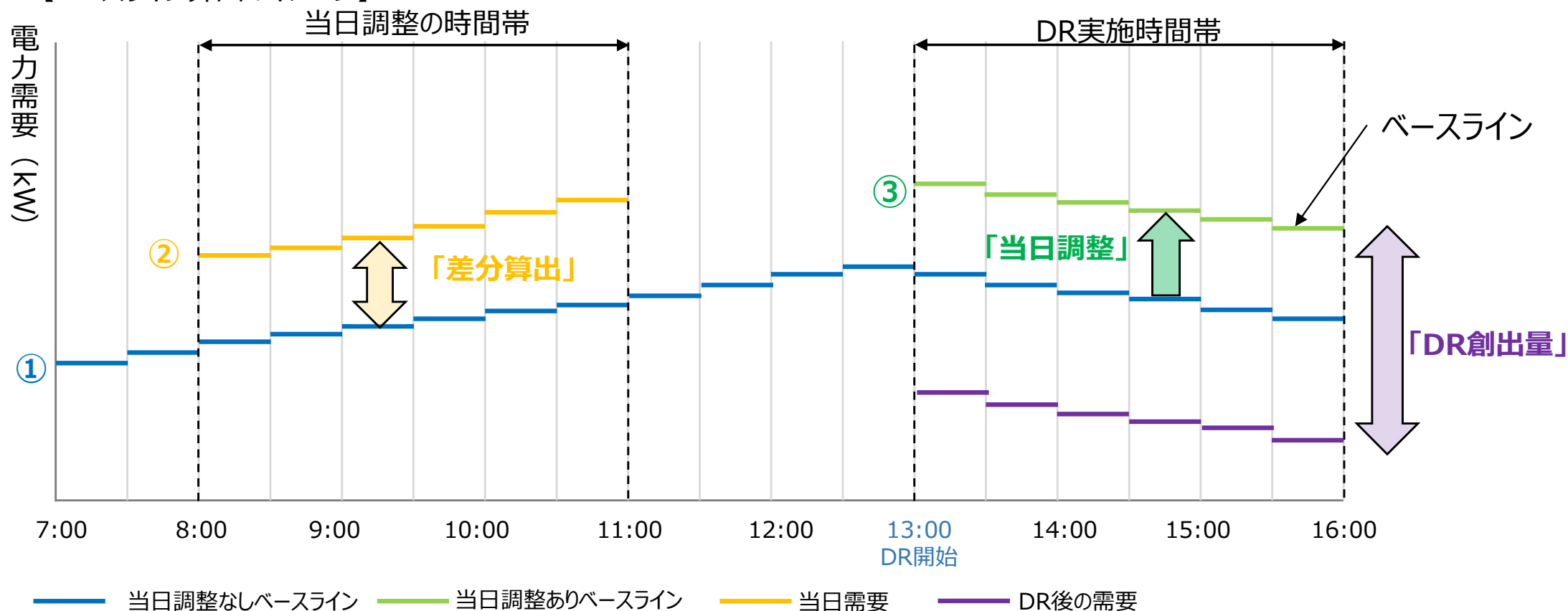
※2 実需給期間の発動指令対象外である休日扱いとはしない

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み (参考) ベースライン算定

14

High 4 of 5 (当日調整あり)	High 4 of 5 (当日調整なし)
① 直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日を採用し、30分コマ毎の平均値を算出 ② DR実施時間帯の5～2時間前までの30分単位6コマについて、当日需要量と上記①の差の平均値を算出 ③ ①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、②で算出された値を加算したものをベースラインとする	① 直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日を採用し、30分コマ毎の平均値を算出

【ベースライン算出のイメージ】

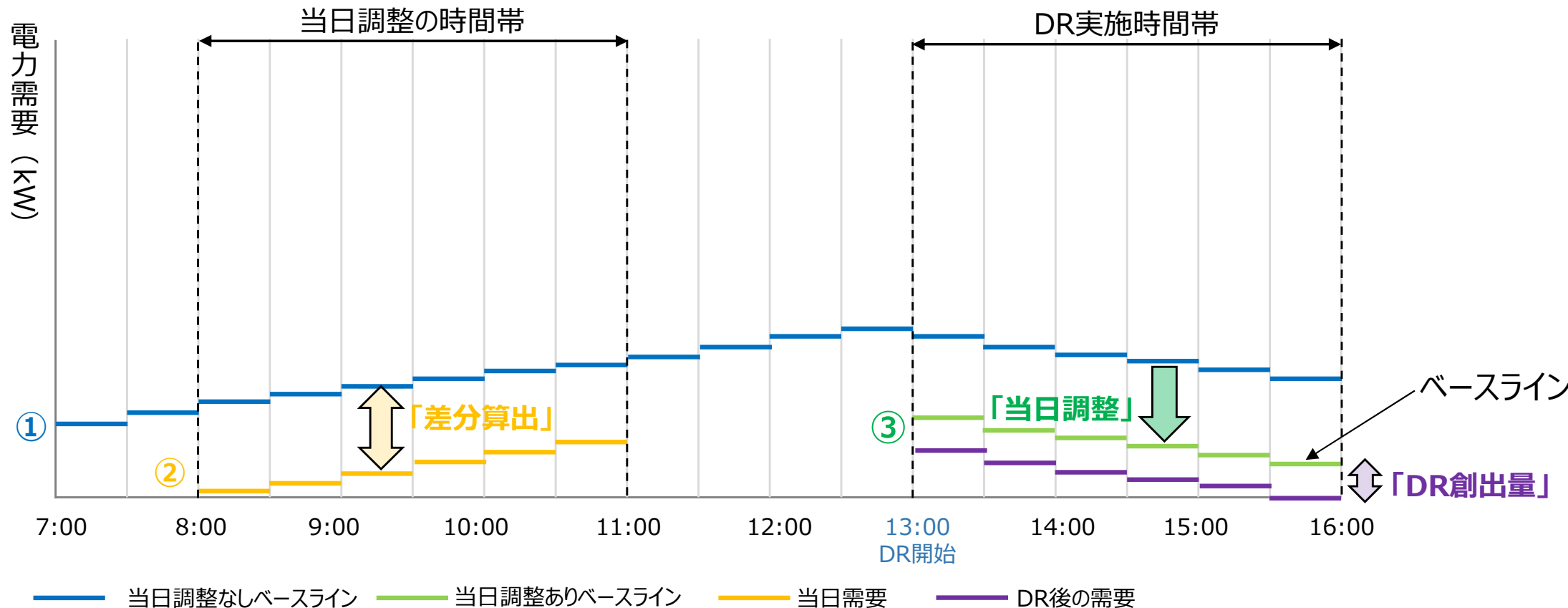


2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(参考) 工場等の低稼働期間における需要抑制 (DR) のベースライン算定

- 一般的に工場等が低稼働している期間において実効性テストを実施する場合、DR創出量の評価は過小となる可能性がある。

【工場等の低稼働期間におけるベースライン算出のイメージ】



2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み (参考) 需要抑制 (DR) のベースライン算定

- DRによるベースライン算定は High4 of 5 方式を採用しており、軽負荷期に実効性テストが行われると、重負荷期時の発動に比べkW価値を証明するのが相対的に難しい。

容量市場 容量確保契約約款 (対象実需給年度：2030年度以降) 別紙

別紙

ベースラインの算定方法

1. 需要抑制 (DR) の場合

① 次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 5 日間 (DR 実施日当日を含まない) のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間 (High 4 of 5) の需要データ。

なお、直近 5 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 4 日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 5 日間から除外するものとする。その際、当該母数が 5 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内 (平日及び土曜日・日曜日・祝日) で更に日を遡るものとする*。(下図参照)

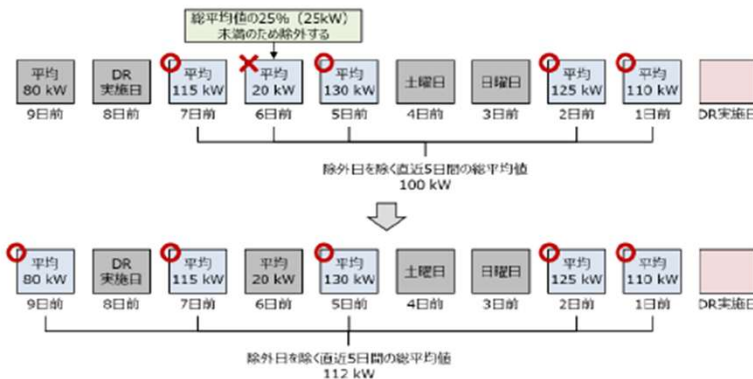
(1) 土曜日・日曜日・祝日

(2) 過去の DR 実施日

(3) DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 5 日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合、当該日

※母数となる需要量に関するデータが 4 日分しかない場合には、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする

また、4 日分に満たない場合には、4 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする



② DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前までの 30 分単位の 6 コマについて、「(DR 実施日当日の需要量) - (上記①の算出方法により算出された値)」の平均値を算出する。

③ 上記①で算出された値における DR 実施時間帯の 30 分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインを零に補正することとする。

④ 第 17 条③(1)に示す発動指令の 5 時間前～2 時間前の時間帯が、一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合は、High 4 of 5 (当日調整なし) でベースラインを算定する。

2. 発電 (逆潮流) の場合

ベースラインは零とする。

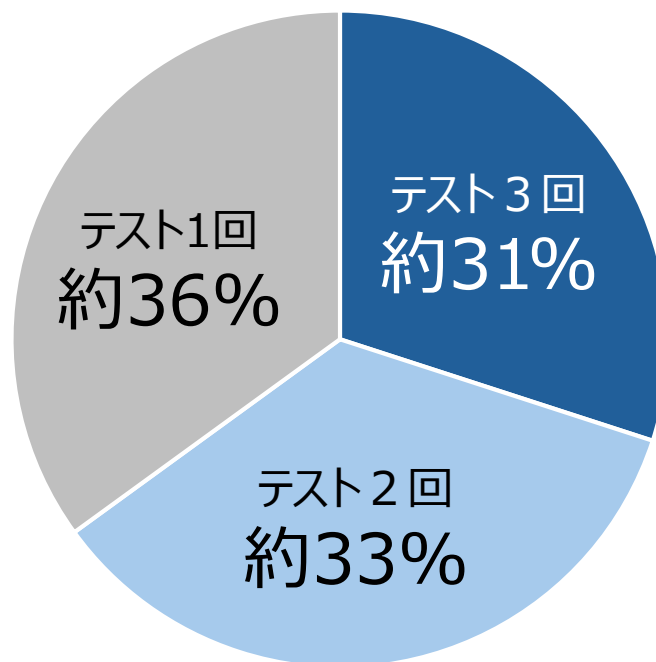
ただし 1 計量単位において、安定電源として契約されており、かつ発動指令電源の 1 リソースとしても登録された電源については、当該安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値をベースラインとする。

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(5) 実効性テスト回数についての見直し案 (1/4)

- 実効性テストの上限回数について、夏季に実施した場合は3回（各季節で計2回の再テストが可能）、冬季に実施した場合は2回（冬季に1回のみ再テストが可能）となる。このため、実効性テストの実施時期によって上限回数に差が生じており、**公平性の観点から、上限回数を2回または3回に統一すべき**と考える。
- 現行、実効性テストについては、再テストを受けた場合、複数回のうち**最も実効性達成率の高い結果をもとに契約容量を決定**する。
- 3回のテストを受ける事業者の割合は**約31%**である。

2025年度実効性テスト回数割合



2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(5) 実効性テスト回数についての見直し案 (2/4)

18

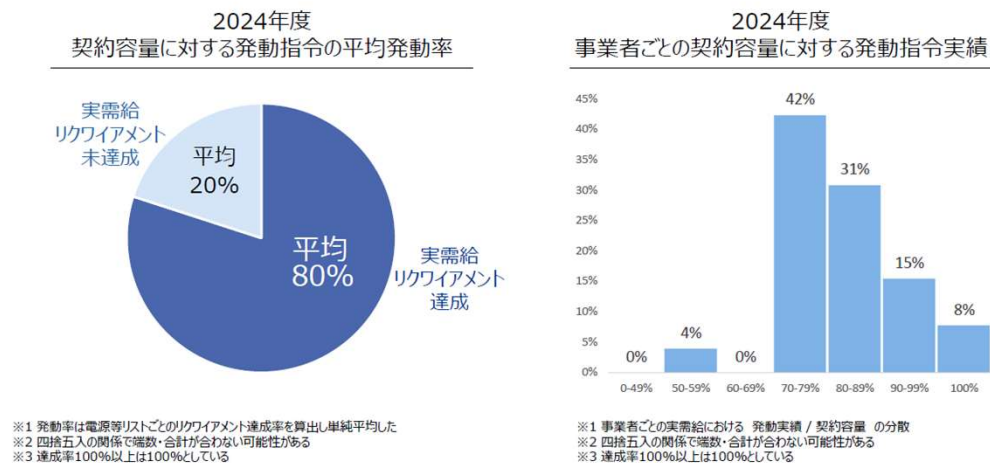
- 本来、発動指令電源は、需給ひっ迫時に確実に供給力を提供できることが求められ、実効性テストは実需給期間で供出可能な供給力の契約容量を確定する位置付けである。
- 仮に実効性テストの回数を増やした場合、事業者は最も実効性達成率の良い結果を選択するため、実効性テストの結果と実需給における供給力に乖離が生じる可能性がある。
- 発動指令電源の実需給期間における供給力提供割合は契約容量の70～80%程度であり、他電源等区分に比べ供給力提供の確度が低い。

第66回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料5
容量市場の2025 年度包括的検証について

4. 観点2「現在の仕組みの再確認」に関連した情報提供 発動指令電源の実需給期間（2024年度）の発動実績①

65

- 2024年度の実需給期間において、発動指令電源の各リソースに対して各エリアにおいて発動指令が実施された。最多のエリアでは、11回/年の発動指令があった。
- 速報として、発動指令時の実績としては、契約容量の約80%程度の供給力が提供されていた。
- なお、事業者や各リソース、エリア等で実績にばらつきがあるため、引き続き確認を行っていく。



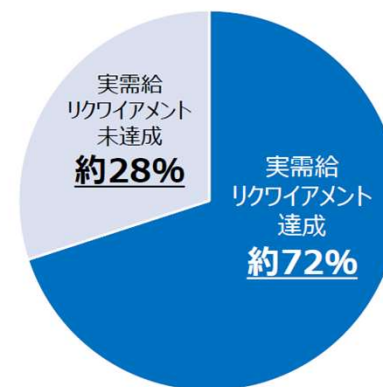
第76回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料5
2025年度包括的検証後の取り組みと各課題における検討の方向性について

3. 課題検討に向けた市場運営実績の整理 【発動指令電源】実需給2025年度の発動時の実績（リクワイアメント達成率）

18

- 実需給期間における発動指令時の実績（契約容量に対する供給力の提供割合）としては、契約容量の約70%程度の供給力が提供されていた。

2025年度 契約容量に対する発動指令時のリクワイアメント達成率



※1 発動率は電源等リストごとのリクワイアメント達成率を算出し単純平均した
※2 四捨五入の関係で端数・合計が含まない可能性がある
※3 達成率100%以上は100%としている

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(5) 実効性テスト回数についての見直し案 (3/4)

- また、一般送配電事業者は、需給ひっ迫時において発動指令電源の供給力に期待し、契約容量全量を需給バランスに見込む中、その契約容量分の供給力を提供できない状況は安定供給の観点からも望ましくない。
- さらに、小売電気事業者や一般送配電事業者等への容量拠出金負担に配慮する観点からも、テストの回数を増やしてまで実需給で供給力として見込めるか不透明な契約容量を確保する必要性は低いと考える。
- なお、実効性テストにおいて適切なkW評価を行うためには、「再テストを希望する場合は最新のテスト結果を採用すること」や「複数回のテスト結果の平均値を用いること」も考えられる。しかし、再テストは、簡易指令システムの故障等、やむを得ない事情によって過小評価された場合に、改めて評価を受ける機会を設けることを本来の趣旨としている。そのため、こうした事情による過小評価がkW評価に用いられ、事業者の不利益が生じることを避ける観点から、これらの案は採用しないこととする。
- 以上を踏まえると、現行の複数回のテスト結果のうち最も実効性達成率の高い結果に基づいて契約容量を決定する仕組みは維持しつつ、実効性テストの回数については、夏季・冬季のいずれに実施した場合も2回を上限とすることが適切と考える。
- また、事業者が希望する夏季または冬季に原則として実効性テストを実施しており、冬季を選択した事業者は冬季にしか再テストを受けられないことも踏まえ、公平性の観点から、再テストは初回の実効性テストと同一の期間に実施することとしてはどうか。

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み
(参考) 実効性テスト回数についての見直し案

第76回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料5
2025年度包括的検証後の取り組みと各課題における検討の方向性について（2026年9月1日）

3. 課題検討に向けた市場運営実績の整理
【発動指令電源】発動回数の推移

16

- 発動指令電源の発動回数は、2024年度は東京エリアが最大で10回、全エリアで1回以上の発動があった。2025年度は東京エリアと九州エリアで1回ずつであり、発動回数は当該年度の需給状況によって増減※する。

※ 2024年度の年度途中で発動基準が広域予備率8%から5%へ変更されて以降、5%での暫定運用が継続している

発動指令電源の発動回数の推移※

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
2024年度	1	5	10	9	8	8	8	8	8
2025年度	0	0	1	0	0	0	0	0	1
2026年度	0	1	3	2	2	2	2	2	2

※発動指令電源は2グループに分けて発動しており、発動数の多いグループの発動数を記載
2026年度は7月末までの実績

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(5) 実効性テスト回数についての見直し案 (4/4)

- これまでは、実効性テストと需給調整市場の約定に基づく調整力指令が同時に発動された場合、**調整力指令への対応を優先することで、実効性テストにおけるkW価値を証明できないケース**があったと考えられる。
- このような場合、再テストを申請し、改めてkW価値を証明することも考えられるが、当該ケースについては、需給調整市場検討小委員会において、**kW評価を適切に実施する観点から、実効性テストへの対応を優先することと整理**されており、**需給調整市場におけるアセスメント不適合の処分対象外とする措置が講じられることとなった**。
- この見直しにより、調整力指令との重複によってkW価値を証明できないリスクが解消されたことから、**実効性テストの上限回数は2回とすることが適当**と考える。

まとめ

第60回 需給調整市場検討小委員会 資料2 発動指令電源の機器個別計測での扱いについて (2026年3月3日)

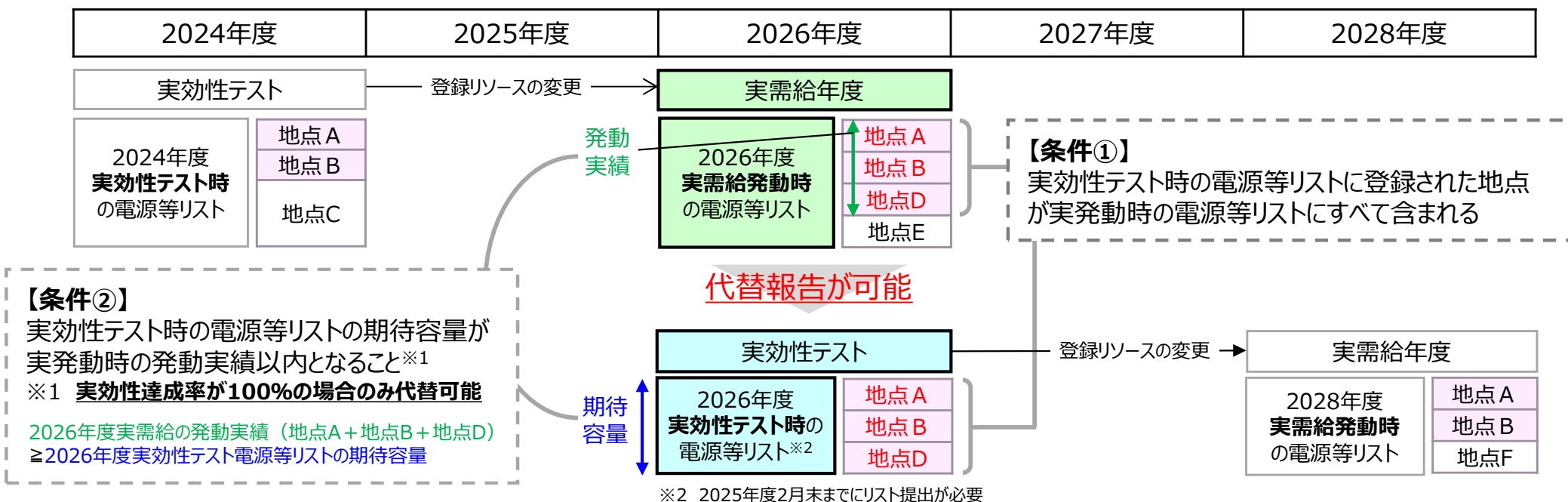
- 今回、整理した内容をまとめると以下のとおり。
- 容量市場における発動指令電源の機器個別計測での扱いについて
 - 機器点リソースは機器点での計測値を簡易的なロスにより受電点での換算値(≠受電点計測値)にするため、受電点での重複部分を正しく評価できず、容量市場(発動指令電源)側のアセスメントにおいて、発動実績が対象容量を下回った要因のエビデンスとして、調整力指令の影響を理由に、受電点換算した値を提出した場合、実力以上に評価されることにもなり得るため、本来的には、容量市場で発動指令電源として評価されている受電点以下の機器点リソースに関しては、機器個別計測の対象外とするのが自然であると考える。
 - 他方、上記の課題は発動指令と調整力指令が同時に発動した場合にのみ発生し得るものであることを踏まえると、発動指令電源であるからといって一律に機器個別計測での対象外にはせず、**両指令が同時発動した場合には、「発動指令を優先すること」として、これらリソースの機器点での需給調整市場への参入を認めること**としてはどうか。
 - この際、需給調整市場で約定したことによって発動指令に正しく応じることができない場合は、「発動指令を受けた際には、速やかに代替不可申請を行うこと」とする。
- 発動指令電源における実効性テスト時の扱いについて
 - 実効性テストの目的や上述の整理を踏まえ、**実効性テストと調整力指令が同時に発動された場合においても、同様に、発動指令側(実効性テスト)に従うこととし、実施指令を受けた後に代替不可申請を行うこと**としてはどうか。
 - 他方、実効性テストは発電実績をもってその能力評価を行う必要性があり、実施は実運用時の発動指令電源とは異なり、広域予備率の状況にも依らず予見性がないこと等を踏まえると、当該ケースについては、調整力提供者にとって不利益が生じないように、需給調整市場側の金銭的ペナルティ強度を1.0倍とし、契約不履行ペナルティであるアセスメント不適合時の処分の対象外※としてはどうか。
 - この点、**現行(需給調整市場の受電点約定)**においても、**実効性テストの目的等は変わらないため、同様の取扱いに見直し**としてはどうか。

※ 実効性テストにおいて同時発動時、代替不可申請が行われなかった場合は、通常通りのペナルティ対象となる。

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(6) 実需給の発動実績の代替報告についての見直し案 (1/2)

- 実効性テストは**実務上の負担軽減を目的に実需給の発動実績をもって代替することが可能**である。
- 実需給の発動実績を代替する場合、全ての地点が、同一期間での指令であることを前提に、**以下の条件を満たす必要**がある。
 - 【条件①】：実効性テスト時の電源等リストに登録された地点が実発動時の電源等リストにすべて含まれていること
 - 【条件②】：実効性テスト時の電源等リストの期待容量が、実発動時の発動実績以下であること
- ただし、**条件①**については、登録リソースの変更も行われる中、**対象実需給年度が異なる電源等リストの構成が一致するケースは限定的である**。また、**条件②**についても、発動実績が実効性テスト時の期待容量を上回ること（実効性達成率100%）が求められるため、**達成のハードルが高い**。
- このため、条件を満たすことが難しく、**代替報告が実務上の負担軽減につながりにくい状況**である。



2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(参考) 実需給の発動実績の代替報告についての見直し案

容量確保契約約款（対象実需給年度：2030年度以降）

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前に、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）以上となる実効性テストの結果及びこれに準ずるものを本機関に提出すること

なお、以下のいずれにも該当する場合、実効性テストの結果に準ずるものとして扱います。

- i. 実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である場合
- ii. 確定する電源等リストの期待容量が、当該リソースの実効性テスト以外の発動実績の合計（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）以内の場合
- iii. 本機関が合理的と判断した場合

2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み (参考) 実需給の発動実績の代替報告についての見直し案

24

第14回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4
(2018年8月9日)

3. DRのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

29

(追加整理13) 実効性テストについて

- 実効性テストはアグリゲーター全体の供給能力を確認することを目的とし、リソースとなる需要家等の供給力を個々に市場管理者が把握するものではないと整理した。
- ただし、アグリゲーター間の需要家のダブルカウント防止のため、需要家リストの確定は実効性テストの前とした。
- 一方で、リソースとなる需要家の負担を減らすことについても検討が必要ではないかとの意見があった。
- そこで、負担軽減の観点から、需要家リストと他の需要家リストでダブルカウントがなされていないことを前提として、発動実績を実効性テストに利用することを認めてはどうか。

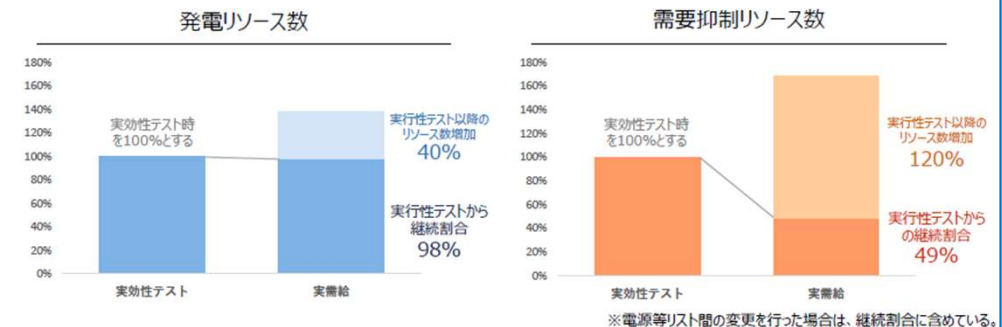


第68回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料3
(2025年9月30日)

4. 観点2「現在の仕組みの再確認」に関連した情報提供 発動指令電源の登録リソースの変更状況

64

- 発動指令電源は、実効性テスト以降に電源等リストのリソースの登録変更が可能であることから、**実効性テスト時点と、それ以降の電源リスト内のリソース登録内容**について、確認を行った。
- 発動指令電源のリソースには、**発電リソース**と**需要抑制リソース**がある。地点単位の供給力は予め確認できないため、今回はリソース数単位でのリスト内リソースの更新状況を確認した。
- **発電リソース数**については、実効性テストから実需給期間にかけて登録リソース数が約**140%**に増加していた。また、実効性テスト時の登録リソースの約**98%**が**実需給期間まで継続登録**されていた。
- 一方で、**需要抑制リソース数**については、実需給期間にかけて登録リソース数が約**170%**に増加しており、また実効性テスト時の登録リソースの約**49%**が**実需給期間まで継続登録**されていた。



2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み

(6) 実需給の発動実績の代替報告についての見直し案 (2/2)

- 発動実績による代替報告が有効的に活用されることは、実務上の負担を軽減する観点からも重要である。このため、**代替報告に係る各条件について、以下のとおり見直すこととしてはどうか。**

条件①：電源等リスト単位での一致を求めず、**同一期間での指令である地点の発動実績を代替可能**※1とする

※1 実効性テスト時の電源等リストに入っているものの、代替報告対象地点の発動実績が同一期間でない場合は、発動実績をゼロとして評価する。
また、発動実績の地点が一部不足する場合、当該地点の発動実績をゼロとして評価することを前提に代替報告を認める（他事業者の発動実績についても地点が不足している場合と同様の扱いとする）

条件②：実効性テスト時の期待容量が実発動時の発動実績以内であることを必須とせず、**実効性達成率が100%未満の場合であっても代替報告を認める**

- ただし、代替報告はあくまで実効性テストに代わる措置であることから、**実効性テスト1回分に相当するもの**として、**代替報告の適用条件を以下のとおり整理することとしてはどうか。**

- (1) 実効性テストの再テストを申請している事業者は、発動実績による代替は不可とする
- (2) 夏季の実効性テストを選択した事業者は4/1~8/31※2まで、冬季の実効性テストを選択した事業者は10/1~1/31※2までの発動実績を代替報告可能とする

※2 計量値を用いた発動実績の確定に必要な期間や再テスト申請期間も考慮し、実効性テストの実施終了期間より1か月短い期間を設定

実効性テスト			実需給における発動実績											
同一事業者			同一事業者						他事業者					
No.	地点	代替実績	発動指令日：8/1 10時~			発動指令日：8/1 10時~			発動指令日：8/8 15時~			発動指令日：8/1 10時~		
リスト ①	A	100	No.	地点	発動実績	No.	地点	発動実績	No.	地点	発動実績	No.	地点	発動実績
	B	100	②	A	100	③	C	50	④	D	100	⑤	E	100
	C	50		B	100									
	D	0												
	E	0												

代替報告

発動指令日時が異なるためゼロとして評価

事業者が異なるためゼロとして評価

1. はじめに
2. 実効性テストの目的と整合させる仕組み
 - (1) 実効性テストの目的と実施要件
 - (2) Call for Evidenceにおける事業者意見
 - (3) 実効性テストにおける抽出課題
 - (4) 実効性テストの時期についての見直し案
 - (5) 実効性テスト回数についての見直し案
 - (6) 実需給の発動実績の代替報告についての見直し案
3. まとめ

- 実効性テストについて、公平性の確保や実務上の負担軽減といった観点から、**実施要件である「実施時期」、「再テスト回数」、「代替報告」について検討**した。
- 検討結果を踏まえ、**実施要件を以下のとおり見直す**。
 - ① 現行の実効性テストの対象日のうち、盆期間および年末年始の前後に当たる平日を、テストの実施対象から除外する。この除外日は、広域機関が指定する。
 - ② 実効性テストの回数は、夏季・冬季のいずれに実施した場合も2回を上限とする。また、再テストは初回の実効性テストと同一の期間に実施する。
 - ③ 代替報告に係る各条件について、以下のとおり見直す。
 - ・ 電源等リスト単位での一致を求めず、同一期間での指令である地点の発動実績を代替可能とする
 - ・ 実効性テスト時の期待容量が実発動時の発動実績以内であることを必須とせず、実効性達成率が100%未満の場合であっても代替報告を認める
- 今回の見直しは、**2029年度実需給向け（2027年度実施）の実効性テストから適用**することとし、**①・②については業務マニュアルを改定し、③については容量確保契約約款を改定**する。